

# 国内クレジットの支援策

20年度補正・21年度当初予算により「ソフト支援」を実施  
排出削減診断、事業計画・実績報告書等策定、計画審査・実績確認への無償支援  
「ハード支援」も引き続き実施中

## 【ソフト支援】

### 1. 支援内容

- (1) 排出削減診断支援(無料省エネ診断)
- (2) 排出削減事業計画(新規の排出削減方法論も含む)の無料作成支援  
計画作成支援においては、国内クレジットの売り手・買い手両者の発掘・確定(マッチング費用)支援を含む  
承認排出削減事業者を対象とした排出削減実績報告書作成の無料支援を含む
- (3) 排出削減事業計画の審査費用・実績確認費用支援  
21年度予算事業においては、支援金額の半額条件を撤廃するとともに、実績確認費用支援を新設

### 2. 平成20年度補正予算事業の結果(5月末時点速報値)

(1) 支援件数		(2) 予算執行額
無料省エネ診断	… 986件	約4.9億円(総額:約5.2億円、執行率:約95%)
排出削減事業計画作成支援	… 357件	
排出削減事業計画審査費用支援	… 63件	

### 3. 平成21年度予算事業

6月12日から7月2日にかけて公募を実施し、現在、委託先を選定中。7月下旬を目途に事業開始予定。

## 【ハード支援】

### 1. 支援内容

排出削減のために先進的な排出削減設備導入を行う中小企業に対して、設備導入に係る費用の一部(1/2又は1/3)を支援。

### 2. これまでの支援実績(予算額)

平成18年度:350百万円(17件)、平成19年度:399百万円(27件)、平成20年度:673百万円(39件)、平成21年度:606百万円

## 普及・広報活動

全国規模で精力的に説明会、マッチングイベント(商談会)、先進事例セミナー、地域ネットワーク会議等を開催。また、専用ホームページ開設、DVD・パンフレット作成等も実施。

### 1. これまでの普及・広報活動

#### (1) 排出量取引の国内統合市場の試行的実施及び国内クレジット制度普及セミナー

開催時期: 2008年11月～12月

開催都市: 東京、大阪、名古屋、札幌、福岡、広島、札幌、高松

内 容: 試行的実施及び国内クレジット制度の説明

東京・大阪では国内クレジット制度登録審査機関による排出削減事業計画の簡易チェックサービスを実施

#### (2) 国内クレジット制度ビジネスマッチング(商談会)イベント

開催時期: 2009年2月～3月

開催都市: 東京、大阪、名古屋、札幌、福岡

内 容: 大企業等・中小企業等を一堂に会したビジネスマッチングイベント

登録審査機関による排出削減事業計画の簡易チェックサービスも実施

#### (3) 国内クレジット制度に関する先進事例セミナー

開催時期: 2009年5月～7月

開催都市: 東京、大阪、名古屋、札幌、福岡

内 容: 既申請事業計画等を中心とした先進事例について、事業者等から説明

#### (4) 国内クレジット制度ネットワーク連絡会議

開催時期: 2009年5月～6月

開催都市: 大阪、名古屋、松山、高松、札幌、富山、福岡 (他都市も含め今後も継続開催予定)

内 容: 本省職員・経済産業局・地方自治体・電力会社・銀行等の関係者による、地域毎の排出削減事業の発掘に向けた情報収集・相談体制の構築に向けたミーティングを開催

### 2. 専用ホームページの開設等

国内クレジット制度に関する情報発信や申請書類等の提供を行うためホームページを開設。

<http://jcdm.jp> (制度に関するパンフレット掲載、制度に関するDVDについても7月中旬を目途にアップ予定)

## 既存法制度(改正省エネ法・温対法)との関係

改正「京都議定書目標達成計画」に基づき、国内クレジット制度上の排出削減事業は省エネ法における「共同省エネルギー事業」として整理。また、国内クレジットの、算定・報告・公表制度における調整後温室効果ガス排出量、調整後排出係数の算定への反映の方法については、その他の制度も含め調整中。

### 改定「京都議定書目標達成計画」(国内クレジット制度部分)抜粋 (平成20年3月28日閣議決定)

#### 第3章 目標達成のための対策と施策

##### イ. 部門別(産業・民生・運輸部門等)の対策・施策

##### 中小企業の排出削減対策の推進

(前略)さらに、既存の関連制度(地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度や省エネルギー法の定期報告制度)との連携・整合性のとれた制度とする。

### 【改正省エネ法との関係】

#### エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成20年5月30日改正、平成22年4月1日施行予定)

(この法律の施行に当たっての配慮)

第八十四条の二 経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

#### 国内クレジット制度の活用

国内クレジット償却量に相当する省エネルギー量(原油換算値)は共同省エネルギー量として報告可能。  
共同省エネルギー量の報告様式(告示)については速やかに、制定予定。

## 【改正温対法との関係】

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成20年6月13日改正、平成21年4月1日施行）

（この法律の施行に当たっての配慮）

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

### 国内クレジットの取扱いについて

当該条文及び改定「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日閣議決定）を踏まえ、京都メカニズムクレジットに加え、国内クレジットの、算定・報告・公表制度における調整後温室効果ガス排出量、調整後排出係数の算定への反映の方法については、その他の制度も含め調整中。

## (参考)小規模電源の導入等による代替系統電力排出係数

事業開始時は限界電源、一定期間経過後に全電源平均の排出係数に移行することを基本的考え方とし、国内クレジット認証委員会内に、専門のワーキンググループを設置、限界電源の対象範囲や移行期間等につき具体的検討を開始することとした。

### 1. 「小規模電源の導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループ」の設置

#### ◇ メンバー

座長：茅 陽一 (財)地球環境産業技術研究機構副理事長・研究所長  
松橋隆治 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授  
森口祐一 (独)国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター長

#### ◇ 主なスケジュール

6月12日(金)	第1回会合	基本的考え方及び論点の整理
6月30日(火)	第2回会合	関係業界へのヒアリング
7月 7日(火)	第3回会合	ヒアリング等を踏まえた具体的検討
7月中(目途)	とりまとめ(予定)	

### 2. 基本的考え方

◇ 国内クレジット制度における小規模電源の導入により代替される系統電力の排出係数について、**時間的推移の視点を加味**する。具体的には、**事業開始時点においては限界電源による排出係数を用いることとし、事業開始後一定期間経過後においては、全電源平均による排出係数に移行する。**

### 3. 主な論点

- ◇ 限界電源の対象範囲
- ◇ 限界電源から全電源平均への移行期間 等